

## 民生委員・児童委員に対する熊本県知事感謝状等交付要綱

### (趣旨)

第1条 社会奉仕の精神をもって保護指導のことにあたり社会福祉の増進に貢献した民生委員・児童委員に対し、その職を退くに際してその労をねぎらい感謝の意をあらわすために熊本県知事より感謝状及び特別感謝状(以下「感謝状等」という。)を交付する。

### (感謝状等交付の対象)

第2条 感謝状等交付の対象は次のとおりとする。

#### (1) 感謝状

民生委員・児童委員の職にあった者で、その任期が満了し、又はその委嘱を解かれた者で、在職期間が3年以上6年未満の者とする。ただし、一斉改選により引き続き委嘱を受けた者、民生委員法第11条の規定によりその職を解かれた者等を除く。

#### (2) 特別感謝状

平成19年12月1日時点で在職期間が6年以上9年未満の民生委員・児童委員の職にあった者で、その任期が満了し、又はその委嘱を解かれた者で、在職期間が9年以上の者とする。ただし、一斉改選により引き続き委嘱を受けた者、民生委員法第11条の規定によりその職を解かれた者等を除く。

2 民生委員・児童委員の職にあった者が死亡した場合には、その死亡した者の遺族へ感謝状等を交付することとする。

### (感謝状等交付の時期)

第3条 感謝状等の交付は、民生委員・児童委員の任期が満了し、又は委嘱が解かれるときに行うものとする。

ただし、第2条第2項における交付は、死亡による解嘱の具申があり次第速やかに行うものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成15年8月11日から施行し、平成15年1月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年3月28日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年2月6日から施行し、平成21年2月2日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年6月12日から施行し、平成29年6月1日から適用する。